三菱電機ホーム機器株式会社	ＮＪ－ＳＷ０６３	第ＡＦＲＱ１８号	〃
〃	ＮＪ－ＳＥ０６３	第ＡＦＲＱ１９号	〃
〃	ＮＪ－ＳＳ０６Ｒ	第ＡＦＲＲ０１号	〃
〃	ＮＪ－ＸＳ１０３Ｊ	第ＡＦＲＱ２０号	〃
〃	ＮＪ－ＸＷ１０３Ｊ	第ＡＦＲＱ２１号	〃
日立アプライアンス株式会社	ＲＺ－ＳＶ１００Ｋ	第ＡＤＲＲ０１号	〃
〃	ＲＺ－ＳＶ１８０Ｋ	第ＡＤＲＲ０２号	〃
〃	ＲＺ－Ｗ２０００Ｋ	第ＡＤＲＲ０３号	〃
〃	ＲＺ－ＳＸ１００Ｊ	第ＡＤＲＲ０４号	〃
〃	ＲＺ－ＳＸ１８０Ｊ	第ＡＤＲＲ０５号	〃
〃	ＲＺ－ＳＧ１０Ｊ	第ＡＤＲＲ０６号	〃
〃	ＲＺ－ＳＧ１８Ｊ	第ＡＤＲＲ０７号	〃
〃	ＲＺ－ＳＷ１０００Ｋ	第ＡＤＲＲ０８号	〃
〃	ＲＺ－ＷＳ１００Ｊ	第ＡＤＲＲ０９号	タイガー魔法瓶株式会社
〃	ＲＺ－ＷＳ１８０Ｊ	第ＡＤＲＲ１０号	〃
〃	ＲＺ－ＳＲ１０Ｊ	第ＡＤＲＲ１１号	〃
〃	ＲＺ－ＳＲ１８Ｊ	第ＡＤＲＲ１２号	〃
〃	ＲＺ－ＳＦ１０Ｅ９Ｊ	第ＡＤＲＲ１３号	〃
〃	ＲＺ－ＳＦ１８Ｅ９Ｊ	第ＡＤＲＲ１４号	〃
〃	ＲＺ－ＳＤ１０ＫＳＪ	第ＡＤＲＲ１５号	〃
〃	ＲＺ－ＳＤ１８ＫＳＪ	第ＡＤＲＲ１６号	〃
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＲＤ０５	第ＥＧＲＱ２６号	〃
〃	ＮＰ－ＲＨ０５	第ＥＧＲＱ２７号	〃
タイガー魔法瓶株式会社	ＪＫＺ－ＣＨ１０	第ＥＦＲＲ０１号	〃
パナソニック株式会社	ＳＲ－ＳＸ１０２	第ＥＡＲＲ０１号	〃
〃	ＳＲ－ＳＸ１８２	第ＥＡＲＲ０２号	〃
〃	ＳＲ－ＳＡ１０２	第ＥＡＲＲ０３号	〃
〃	ＳＲ－ＳＡ１８２	第ＥＡＲＲ０４号	〃
〃	ＳＲ－ＳＢ１０２	第ＥＡＲＲ０５号	〃
〃	ＳＲ－ＳＢ１８２	第ＥＡＲＲ０６号	〃
〃	ＳＲ－ＨＸ１０２	第ＥＡＲＲ０７号	〃
〃	ＳＲ－ＨＸ１８２	第ＥＡＲＲ０８号	〃
〃	ＳＲ－ＨＢ１０２	第ＥＡＲＲ０９号	〃
〃	ＳＲ－ＨＢ１８２	第ＥＡＲＲ１０号	〃
〃	ＳＲ－ＨＸ１０Ｅ９	第ＥＡＲＲ２１号	〃
〃	ＳＲ－ＨＸ１８Ｅ９	第ＥＡＲＲ２２号	〃
〃	ＳＲ－ＨＢ１０Ｅ９	第ＥＡＲＲ２３号	〃
〃	ＳＲ－ＨＢ１８Ｅ９	第ＥＡＲＲ２４号	〃
〃	ＳＲ－Ｋ１０００	第ＥＡＲＲ２５号	〃
〃	ＳＲ－Ｋ１５００	第ＥＡＲＲ２６号	〃
〃	ＪＫＰ－Ｇ１００	第ＥＦＲＲ０６号	〃
〃	ＪＫＰ－Ｇ１８０	第ＥＦＲＲ０７号	〃
〃	ＪＫＰ－Ｈ１００	第ＥＦＲＲ０８号	〃
〃	ＪＫＰ－Ｈ１８０	第ＥＦＲＲ０９号	〃
〃	ＪＫＮ－Ｖ１００	第ＥＦＲＲ１０号	〃
〃	ＪＫＮ－Ｖ１５０	第ＥＦＲＲ１１号	〃
〃	ＪＫＫ－Ｊ１００	第ＥＦＲＲ０４号	〃
〃	ＪＫＫ－Ｊ１８０	第ＥＦＲＲ０５号	〃
〃	ＪＫＪ－Ｖ１００	第ＥＦＲＲ１５号	〃
〃	ＪＫＪ－Ｖ１８０	第ＥＦＲＲ１６号	〃
〃	ＪＫＨ－Ｖ１００	第ＥＦＲＲ０２号	〃
〃	ＪＫＨ－Ｖ１８０	第ＥＦＲＲ０３号	〃

○総務省告示第三百十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称について、次のとおり同規則第四十六条の三第四項の変更の届出があったので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月九日

総務大臣　川端　達夫

変更後の製造業者の名称	変更前の製造業者の名称
株式会社ＵＫＣエレクトロニクス	株式会社ユーエスシー
パナソニック株式会社	パナソニック電工株式会社
株式会社マーストーケンソリューション	株式会社マーステクノサイエンス
株式会社マーストーケンソリューション	株式会社東研
京セラドキュメントソリューションズ株式会社	京セラミタ株式会社
日立マクセル株式会社	マクセル精器株式会社
株式会社エンドレスプラネット	有限会社大口電機製作所
トッパン・フォームズ株式会社	株式会社ジクシス
ニッタン株式会社	株式会社ＬＩＸＩＬニッタン

○財務省告示第二百五十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年七月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年八月九日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札における落札価格の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。